

札幌市風しん抗体検査実施要綱

平成 26 年 4 月 8 日 保健福祉局医務監決裁

平成 29 年 4 月 14 日 一部改正

令和 4 年 3 月 8 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、主として先天性風しん症候群の発生の予防を目的として札幌市が実施する風しん抗体検査（以下「抗体検査」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(抗体検査の対象者)

第 2 条 対象者は、検査時に札幌市に住所を有する者で、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、風しんの予防接種歴がある者、風しんの罹患歴がある者又は過去に風しん抗体検査を受けたことがある者を除く。

(1) 妊娠を予定又は希望している女性

(2) 風しん抗体価が低い（HI 法で 16 倍以下又は EIA 法で EIA 価 8.0 未満）妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は風しん抗体検査未実施の妊婦の配偶者

第 3 条 削除

(抗体検査の実施機関)

第 4 条 抗体検査は、本市が指定する医療機関で実施するものとする。

(抗体検査の内容)

第 5 条 抗体検査の項目は、問診及び風しん抗体価の測定とする。風しん抗体価の測定は、次の各号のいずれかにより実施する。

(1) H I 法

(2) E I A 法

2 結果判定及び結果通知

検査結果の判定及び受検者に対する検査結果の通知については、実施機関が行うものとする。また、実施機関は、検査の結果、風しん抗体価が HI 法で 16 倍以下又は EIA 法で EIA 価 8.0 未満であった受検者に対して、結果通知と同時に風しんの予防接種の勧奨を行うものとする。

(抗体検査の実施)

第 6 条 実施機関は、抗体検査を希望する者に対して、住所等を証明する書類の提示を求めるとともに、問診により風しんの罹患歴等について聴取し、第 2 条に定める対象者であることを確認するものとする。

2 実施機関は、抗体検査を希望する者に対して、風しん及び抗体検査について説明を行い、理解を得たうえで、検査を実施するものとする。

(抗体検査に係る費用徴収)

第7条 第2条に定める対象者が抗体検査を受検した場合、受検者から費用は徴収しないものとする。

(関係書類の保存)

第8条 受検者の関係書類は、実施機関及び札幌市において、5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については保健所長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。